

平成 17 年度「木づかい推進月間」実施要綱

第1 目的

人と環境に優しいという木材の特性や、地域材を利用することが、地域の林業及び木材産業の活性化のみならず、地域の森林の多面的機能（水源かん養、国土保全、生物多様性保全、二酸化炭素吸収等）の発揮にも貢献するという木材利用の意義について、国民の理解を高めることが重要となっている。

とりわけ、本年2月16日の京都議定書発効を踏まえ、地域材の実需を拡大して資金を山に還流し、国内森林整備の促進を図ることが、森林による二酸化炭素吸収量3.9%の達成に向けて必要不可欠となっている。

また、平成16年11月に「日本の森を育てる木づかい円卓会議」が公表した提言書においては、集中的・系統的なキャンペーンを行うことが提案されるなど、気運の盛り上がりが見られている。

こうしたことを踏まえ、地域材の生産・加工・流通に関わる事業者はもとより、関係省庁、地方公共団体や関連する団体・企業・NPO等も含めた幅広い人々の参加の下に、地域材の利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供に必要な取組を行う。

第2 実施期間

平成17年10月1日～31日

第3 実施機関

第2に定める期間（以下「木づかい推進月間」という。）における広報活動、実践活動の強化その他の取組は、林野庁において行うほか、関係府省、地方公共団体、関係団体、NPO等においても行われるよう要請する。

第4 実施の重点事項

- 1 木づかい推進月間においては、関係府省と連携して、次に掲げる活動を集中的に行う。
 - (1) 広報活動
 - ① 農林水産省広報誌等（AFF、メールマガジン等）における特集記事の掲載
 - ② 農林水産省庁舎における垂れ幕の掲示
 - ③ 政府広報（テレビ広報、ポスター等）掲載への働きかけ
 - ④ 木づかい推進に向けたイメージキャラクターの選任
 - ⑤ 各種マスメディア等を通じた広報
 - (2) 実践活動
 - ① 「木づかいシンポジウム」の開催等の実施
 - ② 本省の「消費者の部屋」における特別展示の実施
 - ③ 地域材の積極的利用に対する感謝状贈呈の実施

- ④ 間伐材をはじめとする地域材製品を象徴的に購入する「木づかい一品運動」の実施

2 木づかい推進月間においては、地方公共団体、関係団体、NPO等に要請して、次に掲げる活動を集中的に行う。

(1) 広報活動

- ① 広報誌等による木づかい推進に係るPR
- ② 各種マスメディア等を通じた広報

(2) 実践活動

- ① 木づかい推進に係るイベント等の開催
- ② 庁舎や事務所等における木づかい推進に係る展示の実施
- ③ 間伐材をはじめとする地域材製品を象徴的に購入する「木づかい一品運動」の実施
- ④ その他木づかい推進に関する取組の実施